

第16回 自民党・「新憲法草案」を考える

2005.12.13 室蘭・憲法を学ぶ会

奥野恒久（室蘭工業大学・憲法学）

はじめに ～「改革」願望の高まるなかで、平和憲法を「選び直す」～

国民の抱える雇用など切実な要求、災審をはじめとする不安、信じ難い事件や事故が起こり、「あたりまえ」のことがそうでなくなっている現在の日本社会／政治はそれらとていねいに向き合うのではなく、「改憲」や「靖国」など「大きな問題」へと逃避しているのではないか？

現在、日本社会が向かいつつある3つの社会化

- 「勝ち組」「負け組」社会へ、監視社会へ、「戦争の出来る」社会へ

「改憲必要」58%、「9条を変えることに反対」62%（「賛成」30%）（「毎日」10.5）の世論調査結果をどう見るか？

「冷戦期と高度経済成長期に形成された『日本という国のあり方』が限界にきた、という認識が一般に広く共有され、新しいナショナル・アイデンティティを築かなければという気分が高まっている。その新しいナショナル・アイデンティティ探しを改憲論という形でやっている」「改憲には賛成だが第9条の改正には反対という人が少なくないというのは、現状を変えなければならぬと思っはいるが、何を変えたらいいのか分からない、という国民感情の表れだと思います。」（小熊英二「改憲という『自分探し』」（『論座』2005.6）

脱成長期の「新たな社会構想の指針に日本国憲法こそなりうるのでは？」という問題設定

本報告での問題の限定 - 自民党「草案」／「手ごわい」民主党「憲法提言」

1、改憲に向けての自民党の動き

2004.6.10 自民党憲法調査会、「憲法改正プロジェクトチーム」「論点整理案」（「論点」）を公表 - 「社会連帯・共助の観点から『公共的な責務』」「国の防衛及び非常事態における国民の協力義務」「憲法24条の婚姻・家族における両性平等の規定は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである」

2004.11.17 自民党憲法調査会・憲法改正案起草委員会、「憲法改正草案大綱（たたき台）～『己も他もしあわせ』になるための『共生憲法』を目指して～」（「大綱」）を公表 - 「国柄」の強調／天皇元首化／国旗・国歌の明記／国民の憲法尊重擁護義務／自衛軍の創設／国防の義務／「新しい人権」の追加／家庭の保護

その後撤回

日本経団連、「わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～」を公表

- 9条1項の存置、2項で自衛軍の保持、国際平和への貢献、集団的自衛権の行使を可能に／憲法改正要件の緩和（05.1.18）

2005.1.26 小泉純一郎を本部長とする「新憲法制定推進本都」、その下に森喜朗を委員長とする「新憲法起草委員会」、さらにその下部組織として10の問題別小委員会を

設置

10の小委員会、『自民党新憲法起草委員会各小委員会要綱』(「要綱」)を公表
(05.4.4)

衆議院憲法調査会、最終報告書を決定(05.4.15)

参議院憲法調査会、最終報告書を決定(05.4.20)

日本商工会議所、「憲法改正」に関する意見書発表

- 9条1項の維持、2項の改定(自衛権と戦力の保持明記)、3項の新設(自衛隊の海外派遣を本来業務と位置付ける)

2005.7.7 自民党新憲法起草委員会、「要綱第1次素案」(「素案」)公表

2005.8.1 自民党新憲法起草委員会、自民党新憲法第1次案(条文化)(「改憲案」)を公表

2005.10.12 自民党新憲法起草委員会、自民党新憲法第2次案を公表 - 「加憲論」を取り入れる

2005.10.28 新憲法草案の決定(「新憲法草案」)

日米安全保障協議委員会(2プラス2)米軍再編中間報告(05.10.29)

民主党憲法調査会、「憲法提言」を了承(05.10.31)

2005.11.22 自民党緒党50年記念党大会にて、新憲法草案を正式決定

「明治維新、敗戦に続き、新しい世界情勢の変化に対応できる改革を」(小泉演説)
「自立した国民意識のもとで新しい憲法が制定されるよう国民合意の形成に努める」(綱領)

2、「新憲法草案」の特徴

改憲発議に必要な国会の3分の2以上の多数の賛成を得る(公明党・民主党との協議の土台づくり)ため、基本的には改憲勢力にとっての焦眉の課題に絞り込んだ改憲案
形式上は、「全面改正」

・復古的要素(「強い改憲案」)の見送り

伝統や国柄の強調

・24、99条(内容面での変更なし)

一括しての国民投票を想定

現行憲法の文言を多用し(現行憲法を意識し)つつも、あら捜しを行うことで現行憲法の「欠陥」を印象づけるねらい?

・旧かなづかい 新かなづかい

- つ っ(1条等) 基く 基づく(1条等) いづれ いずれ(53条)

・英文翻訳調や古めかしい表現の現代化

- これを 削除(10、42条等) 官吏 公務員(6条 5等)

・分かりやすい表現への言い換え

- 「権限を有する司法官憲」 「裁判官」(33条)

・「小見出し」を意図的につける?

3、新憲法草案「前文」に見られる改憲論のねらい

「国家」と「国民」、そして「責務」

- ・近代的意味の「憲法」 - 国民が権力を縛るための法 / ベースに社会契約論、個人主義思想そして立憲主義 / 国際社会に対する国家の責務 (日本国憲法) / 「われら」として国民は国家と一体化
- ・自民党の「憲法」理解 - 「我々は、憲法には最高法規としての国民行為規範という要素もあることを頭に置いています」(保岡興治『週刊金曜日 513』2004.6.25) / 「高い志をもった日本人を国民一人ひとりが人間として普遍的規範を身につけ、社会の基本となる家族のきずなを大切に、国を愛し地域を愛し、共に支え合う強い自覚が共有できるよう努める。...日本人に生まれたことに誇りがもてる国際感覚豊かな志し高い日本人を育む教育を目指す」(自民党「綱領」05.11.22)
国民を「しつけない」自民党 / 「しつけ」文書としての憲法、「国民を支配するための憲法」(立憲主義の否定) / さすがに「われら」とは言えないか？
- ・国家や社会に対する国民の責務(「新憲法草案」) / 日本国民の「信条」を規定
国民を国家に吸収しようとする意図 / 国民と国家権力との緊張関係の自覚を前提とする立憲主義を権力の側から否定
「平和」観の変更
 - ・平和的生存権の削除 9条裁判を不可能に
 - ・非軍事積極的平和主義(日本国憲法) アメリカとともに「軍事による平和」歴史認識(時間軸・歴史性)の欠如
 - ・「アジア・太平洋戦争に対する反省」の終了
 - ・未来世代に対する視点の欠如新自由主義に立脚 - 「自由かつ公正で活力ある社会の発展」 / 「小さな政府を」「持続可能な社会保障制度の確立を」(自民党「綱領」)
国民が「自らの意思と決意」で憲法制定することの強調 それにふさわしい改憲手続をとることの必要性

4、 焦眉の課題としての9条改憲(軍事大国化の完成)とそれを支える体制に

自衛隊のイラク派遣を「憲法の要請」に

- ・タイトルから「戦争放棄」の削除 / 現在の問題としての「安全保障」
- ・9条1項を残す意味 - 日本の行う軍事活動は戦争ではなく、自衛・「国際貢献」としての「正しい」活動
- ・自衛「軍」の保持 / 自衛軍の役割として海外活動と国内の秩序維持、テロ・災害対策
- ・憲法20条で政教分離規定の緩和 戦死者を祀る靖国神社への首相の参拝等に道を開く「戦後、日本は、日本国憲法に基づき、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、日本と世界の恒久平和を希求するようになったが、その後も日本の平和と独立を守り国の安全を保つための活動や日本の係わる国際平和のための活動における死没者が少数ながら出ている。私たちは、このような事実を決して忘れてはならず、日本の平和の陰には数多くの尊い命のあることを常に心し、日本と世界の平和の実現のためにこれを後世に継承していかなければ

ばならない」(2002.12.24「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」報告書)

- ・軍事裁判所の設置(76条) 軍事事項を人権保障から排除/軍事規律の重視

8.2に了承された防衛白書

「国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにするため、国際平和活動に主体的・積極的に取り組む。同活動を自衛隊の任務において適切に位置付けることが必要。イラク復興支援特別措置法に基づく自衛隊のイラク派遣、テロ対策特別措置法に基づくインド洋派遣は国際社会から高い評価」

「公共の福祉」に代えて「公益及び公共の秩序」(12.13.29条)

- ・「公共の福祉」...「個人の尊重」という考え方に基づき、他者をも個人として尊重する。他者の権利行使との調整原理(12、13条)/経済的強者の野放図な活動を規制(22、29条)

- ・「公益及び公共の秩序」...一人ひとりの個人の利益に還元できない「公益」/個人の
人権よりも公益を優先/軍事優先社会の可能性?/憲法に不適切な道徳的規定

- ・22条には、何の制約原理なし 「やりたい放題」の経済活動を容認

首相権限の強化 - 衆議院の解散は首相が決定(54条) 国会を『脅迫』する首相の解散権

「政党」条項の新設(64条の2) 政党助成の正当化/自主的・自律的集団である政党への政府介入の危険/「保守二大政党制」へ? 完全小選挙区制導入論との接合
人権条項の改憲案 - 個人情報保護(19条の2)、国の国政説明責任(21条の2)、国の環境保全努力(25条の2)、犯罪被害者の権利(25条の3)、知的財産権(29条)

憲捧96条の「憲法改正手続」の緩和 与党だけで発議を可能に/国民は、頻繁に改憲の決断が迫られる

5、「前哨戦」としての国民投票法案

「憲法改正国民投票法案骨子」(04.12.3)

投票者は20歳以上の男女、有効投票(有権者緯数、投票総数)の過半数の賛成で憲法改正の承認とみなす、一括投票か、個別投票かは国会の発議のときに委ねる、

「国民投票運動」への厳しい規制(公務員・教員の運動規制) 厳しいマスコミ規制

「最高裁の国民審査と同様に信任投票的な意味」(早川忠孝(自民))

憲法は、国民に支えられなければならない。したがって、改憲運動は国民間の自由かつ十分な議論を前提に、国民が主体的に行わなければならないし、改憲には圧倒的な支持が必要/権力側が主導する「力づく」の改憲は、国民に支えられないため憲法として機能しない(「支配の手段」とする憲法観では国民の支持は不要か?)/現憲法が政治の枠組みとして現に機能している以上、それに変更を加えようというのであれば、変更を求める改憲派の側に(判断しかねている)国民を説得する責任がある

おわりに～改憲論議の中で、改めて日本国憲法を選び直す～

目指すべきは、「軍事による平和」か「軍事によらない平和」か？

「どんなことがあっても戦争はダメ！」「武力を使ってはいけない！」という、戦後培われてきた「あたりまえの」日本国民の平和意識をどこまで確認・強化できるか、という課題

平和について「分節化」して議論をする必要性

学習しつつも「語っていく」べき時期 「改憲反対・ワークショップ」

【主要参考文献】

- ・澤野義一ほか編『総批判改憲論』（法律文化社、2005年）
- ・全国憲法研究会編『憲法改正問題』（日本評論社、2005年）
- ・渡辺治・後藤道夫編『「新しい戦争」の時代と日本』（大月書店、2003年）